

# 「団体が雇用する外地労働力の批准審査 取消し後に関する若干管理問題の通知」

2005年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

**※ 本資料のご利用にあたって**

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。  
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

# 上海市労働及び社会保障局

滬勞保就發[2004]33 号

## 団体が雇用する外地労働力の 批准審査取消し後に関する若干管理問題の通知

各委員、運営、局、ホールディング(グループ)会社、各区、県労働及び社会保障局、市社会保険事業基金決算管理センターへ

上海市人民代表大会常務委員会の『本市地方性法規設定の執行停止に関する若干政府許可事項の決定』に基づき、ここに、団体が雇用する外地従業員の事後の継続的管理事項に関する通知を以下に通知する。

一、団体が使用する外地従業員は、いずれも本市関連規定の雇用者手続き登記報告書に従って手続きを行なわなければならない。

二、雇用者登記報告書の手続きは、団体生産経営所在地の区県職業紹介機構外地従業員就職サービス窓口で手続きを行なうことができる。

三、雇用者登記報告書の手続きは総合保険登記手続きと一緒に行なうことができる。団体は雇用者登記報告書の手続きを行なった後、『上海市外地従業員総合保険暫定執行規則』などの関連規定により外地従業員のために総合保険費を納めなければならない。外地人員就業管理機構は団体が雇用する外地従業員の名簿に従って、団体に直ちに就業登記ハンドブックを発行しなければならない。

四、就業登記ハンドブックは外地従業員本人が保管し、外地従業員の上海における就業状況、及び総合保険費の納付状況を記録するために使用する。雇用団体は、外地従業員に直ちに就業登記ハンドブックを支給し、且つ、それに対応する雇用記録をきちんと実行しなければならない。

五、本通知は 2004 年 7 月 1 日より施行する。

上海市労働及び社会保障局  
二〇〇四年六月二十八日